

軍王の万葉歌と城山

はじめに

『万葉集』巻第1の5・6番歌には、舒明天皇が讃岐国阿野郡に行幸した時の長歌と短歌が配されている。とりわけ長歌である5番歌に注目がいき、これまで多くの検討がなされてきた。

主な論点は、歌を作った軍王とは誰か、題詞の「山を見て作る歌」の「山」とは何を指し、かつ何を意味するか、そして舒明朝の歌か否か、などである。これと合わせて、「讃岐国安益郡」とあるけれども具体的にどこかという問題や、『万葉集』の冒頭近くに讃岐の歌が並べられている意味も副次的な論点となっている。

しかし、こうした議論は、しばらく進展しておらず、行き詰まりをみせている。そのようななか、讃岐国阿野郡に位置する讃岐国府跡の発掘調査が進み、おぼろげながら当時の行幸地の様子が見えてきた。つまり、5・6番歌を検討する材料が新たに出てきたのである。

このように歌の解釈を再整理する道が開けてきたにもかかわらず、万葉研究にはいまだ生かされていないのが現状である。そこで本稿は、最新の発掘調査の成果を援用し、これまでの論点のうち、「山を見て」の解釈と

舒明朝の歌か否かを中心に再解釈を試みる。そうしたなかで、讃岐国府跡の眼前にある七世紀後葉の築城とされる神籠石系山城の城山城が、歌と無関係であったかどうかについても、複合的な視点から検討する。

竹本 晃

第1章 軍王が歌を作った場所

まずは、巻第1の5・6番歌を掲げる。

讃岐国の安益郡に幸せる時に、軍王、山を見て作る歌⁽¹⁾

霞立つ 長き春日の 暮れにける わづきも知らず むら肝の⁽²⁾

心を痛み ぬえこ鳥⁽³⁾ うらなけ居れば 玉だすき かけの宜しく

遠つ神 我が大君の 行幸の 山越す風の ひとり居る 我が衣手に

朝夕に かへらひぬれば ますらをと 思へる我も 草枕⁽⁴⁾

旅にしあれば 思ひ遣る たづきを知らに 網の浦の 海人娘人らが

焼く塩の 思ひそ燃ゆる 我が下心⁽⁵⁾ (巻第1の5番歌)

反歌

山越しの 風を時じみ 寝る夜落ちず 家なる妹を かけて偲ひつ

(巻第1の6番歌)

右、日本書紀に検すに、讃岐国に幸ししことなし。また軍王も未詳なり。ただし、山上憶良大夫の類聚歌林に曰く、「記に曰く、『天皇の十一年己亥の冬十二月、己巳の朔の壬午に、伊予の温湯の宮に幸す云々』といふ。一書に、『この時に、宮の前に二つの樹木あり。この二つの樹に、斑鳩と比米との二つの鳥大く集けり。時に勅して、多く稲穂を掛けてこれに養はしめたまふ。仍りて作る歌云々』といふ。けだし、ここより便ち幸せるか。

5・6番歌の題詞には、舒明天皇が讃岐国の安益郡に行幸した時に、軍王という人物が、山を見て作った歌とある。軍王については、これまで豊璋説などが提唱されてきたが、新たな材料などはなく、ここでは左注と同じく未詳とするはかない。

讃岐国の安益郡については、『和名抄』にみる讃岐国阿野郡を指すことは言うまでもない。阿野郡の「阿野」の表記は、ほかに「綾」「阿夜」などみられるが、時期によって明確に使い分けられているというより、藤原宮木簡や長屋王家木簡など、大宝令施行以後の比較的早い段階に「綾」「阿夜」が用いられているというおおまかな傾向が読み取れるのみである。ただそのなかで「安益」表記については、読み方そのものには問題はないが、ほかに例がないため、一抹の不安がある。「安益」表記に特別な意味をもたせて、「安全さのあふれた地の意の讃詞」とする説なども、その希少さから生み出されたものであろう。しかし、かりに「安益」に意味を

もたせた時に、なぜ和銅六年(七二三)の好字に採用されなかったのかという疑問が生じてしまい、安易には従えない。

また、ほかに例がないなら、転写の誤りとも考えられる。たとえば、本文に「安夜」とあったのを「安益」と誤認した可能性である。「夜」は、「益」とほぼ同じくずし方をする場合がある。ただ、元暦校本にははっきりと「益」と書いているので、もっと早い段階での誤写とみななければならず、この点は詰め切れない。やはり、現段階ではさまざまな表記のうちの一つと考えておくべきだろう。

さて、そのような阿野郡(以下、この表記を用いる)に舒明天皇が行幸したわけだが、「遠つ神 我が大君の 一行幸の 山越す風」のなかの「山」にどのような意味が内包されているか、また具体的にどの山か、などが論点となっている。

そのことは、全体の歌意の捉え方にも影響してくる問題で、多くは故郷を偲んで詠まれたとされるなか、坂本信幸氏は反歌(6番歌)の「家なる妹」の観点を含ませ、妹との間を隔てる恋の障害の「山」として捉えた。

あくまでも舒明朝の行幸従駕歌として見直した梶川信行氏は、万葉歌の配列を重視しつつ、天皇が国見をした「山」とした。しかし、歌中に国見を思わせる表現がないとして、その国見説を批判した平舘英子氏は、境界観念を含む「山」自身を行幸地とし、歌はその「山」を見ながら別の場所で詠まれたと、逆方向の視点を提示した。寺川真知夫氏は、平舘氏の視点を継承し、別の論を展開している。

軍王のいる場所と天皇の行幸地を分けるという平舘氏と寺川氏の考えは、これまでにない新たな発想であるが、行幸地の状況がおおよそ決められれば、自ずと正否ははっきりしてくるだろう。

これまで5・6番歌を取り上げてきた多くの論は、行幸地について、阿野郡内にある讃岐国府跡近辺ではないかと考えてきたものの、讃岐国府は、舒明朝よりかなり後になる大宝令制下以降に造営されたものであるから、あまり断定的な見解は示せなかった。

ところが、近年の讃岐国府跡の発掘調査において、七世紀中葉から連綿と土地利用が行われており、国府の時代へとつながっていく状況が明らかになってきた。時期別に遺構を概観すると、七世紀中葉から建て替えを伴いつつ堅穴建物群がつくられ(第三十一・三十三・三十四次調査)¹⁰、七世紀後葉から八世紀初頭にかけて、堅穴建物群に代わって正方位を向く掘立柱建物がつくられる。第二十九・三十二・三十三・三十五次調査において、八棟ほどの掘立柱建物が見つかっており、一部は規格的な配置をとっている。¹¹このように、阿野郡に行幸したとあるならば、周辺の状況から考えて、その行幸地は讃岐国府跡下層の時期における坂出市府中町本村の地が濃厚となってきた。

平館氏の想定では、軍王のいる位置(阿野郡)が舒明天皇の行幸の地よりも先の方にあるという考えで、軍王のいる「防備の前線の地」と「都に通じる安全な地」との間に境の「山」があり、舒明天皇はその「山」にいらしている。

「防備の前線の地」というのは、おそらく中大兄称制期・天智期を意識してのことだと思われるが、それを差し引いたとしても、じっさいのところ舒明天皇はどこにいらのかという素朴な疑問が生じる。安全な地とは何か、またその安全を判断する境の山とは何かなど、疑問が絶えない。

軍王のいる位置が讃岐国府跡下層とした時にも、それとは別の場所に行幸の地を求めなければならなくなり、現状では平館氏の想定に合うような

「山」は見あたらない。歌だから実体を示しているのではないという反論があったとしても、実際に行幸し、軍王はその「山」を見て歌を作ったとされるわけであるから、その場所は実存するはずであり、やはり位置関係は、実体に即して必要がある。

それに対し、寺川氏の説は、具体的に空間関係を明示し、平館氏の視点を批判的に継承している。その解釈は、「軍王は航海に関わる任務上、津都の港に留まり、行幸地までは従駕できず、その北の山を見て彼方の行幸地を思い遣って詠んだ」というものである。

寺川氏によると、軍王は、讃岐国府跡のそばを流れる綾川河口付近の津に停泊し、ひとり船の警護・管理をしているらしい。そして、隔ての「山」を国府の西にそびえる城山とし、津から南方の行幸地である国府跡周辺の方を見て、両者を隔てる城山から吹き下ろす風を独り袖に受けているという状況を想定している。こうした視点は、「山越す風のひとり居る」の「ひとり居る」を別行動による疎外感としたところから発想されたものである。

しかしながら、従駕の本隊から外れた人の作歌とみなすことは可能であろうか。『万葉集』のなかに行幸従駕歌はたくさんある。そのほとんどは、都(家・妻など)から離れて遠くの地に来たことに孤独を感じるのが通例である。もし別行動という考えを認めることになれば、すべての従駕歌にあてはまることになりかねない。

ただ言えることは、とりわけ万葉歌における「ひとり」は、大部分が男女二人の関係において一人である意を示すので、やはり天皇との関係で疎外感を抱くとみるのは難しいのではないだろうか。

かりに別行動をとっていたにしても、大きな視点で見ると行幸に従駕し

ていることには変わりない。そこに疎外感を抱くのは、状況に反していると言わざるを得ない。「任務上」というならばなおさらである。

そもそも船番という職務が成り立つのかどうか。軍王は未詳なれども、王族であると推察される。水手あるいは下級官人レベルなら職務としてわからなくもないが、王族が船番をするという状況とは、いったいいかなることなのか。むしろ、王族なら最後まで天皇につき従い、饗宴にも加わるのが通例であろう。

さらに言えば、津と推定される地点から讚岐国府跡までは、綾川の扇状地が広がっているため、視界が開けている。地形からみても、城山は隔ての山になりそうにない。現在推定されている海岸線を参照すると、綾川河口から国府付近までは五キロメートルほどの直線距離にある。津の位置が綾川の河口よりもずっと西の方であれば、城山が隔ての山になるかもしれないが、国津としての性格から考えると、綾川の河口からそれほど外れるとは思えない。

行幸地とみた讚岐国府跡の地から周辺を見渡すと、目立った山と云えば城山しかない。そもそも5・6番歌の題詞と歌に出てくる「山」を障害や境界とみること自体が誤っているのではないだろうか。この「山」を空間的状况と歌意とともに見直していく必要がある。ただ、その前に、次章では歌の詠まれた時期を先におさえておく。

第2章 作歌時期

まずもって問題となるのは、舒明朝の作か否かであろう。近年では、題詞・左注と編者との関係から、編纂当時に舒明朝の歌として認められてい

たという見解¹⁴⁾に落ち着きつつある。ただし、具体的な点について解決されているわけではない。¹⁵⁾ 主な論点は、「遠つ神」と「大夫」の解釈である。

「遠つ神」で問題となるのは、当時の大王であるはずの舒明天皇を「遠つ神」と表現していることである。舒明朝の作歌を否定した代表的な説は、稲岡耕二氏の説である。稲岡氏は、「遠つ神」が現在の天皇を指すとされてきた契沖以来の説を、武田祐吉が過去の天皇の行幸を追想していると批判した点に賛同し、後述する「大夫」の使用例と合わせて、作歌時期を柿本人麻呂以後とした。¹⁶⁾

稲岡氏に対して、「遠つ神」を枕詞の特性の一つである提示的形容をもつて解くべきと指摘したのは伊藤博氏である。¹⁸⁾ 伊藤氏は、遠つ神のように崇く尊い我が大君の意、もっと進めると、天つ神の血筋を受ける天皇を尊んでいうとしている。この解釈は、全集本、¹⁹⁾ 全歌講義、²⁰⁾ 岩波文庫本、²¹⁾ そして前掲した寺川眞知夫氏が支持している。

このように、「遠つ神」については、もはや作歌時期を遅らせる必要はなくなったわけだが、「我が大君」については補足しておきたい。「我が大君」単独では、現天皇（大王）を指すことにあまり異論は出ないであろうが、5番歌のように前に修飾語が置かれている場合は、解釈に揺れが生じる。

しかし、大王と臣下という関係でいうならば、「我が大君」という表現に過去の意は含まれない。それは現存する系譜資料が物語っている。著名なものでは、埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘文に代々の名を列記しているように、代々の相互関係を表象したうえで、最後に主体者とその主体者が仕えた大王との関係を表示している。主体者と過去の大王とに直接の接点はなく、それぞれが現実仕えた当時の大王との関係に集約されるのである。

したがって、「遠つ神 我が大君の 行幸の」は、あくまでも自分と自分が仕える大王による行幸という意に解釈すべきであり、「遠つ神」が、「我が大君」（現大王である舒明）と同格になることはなく、また大宝令成立以後（原万葉の編纂時）に作ったという考えも成り立たない。このように解釈の幅を限定させると、「遠つ神」を枕詞のように捉える伊藤説が妥当ということになるが、もう少し進めて言うならば、「系譜が神代から代々続くという私が仕える大王が行幸した地」となる。少なくとも、「遠つ神」という表現だけをもって、舒明朝の作ではないとすることはできない。

では、もう一つの論点である「大夫」はどうであろうか。「大夫」とは、「遠つ神 我が大君の 行幸の 山越す風の ひとり居る 我が衣手に 朝夕に かへらひぬれば ますらをと 思へる 我も」の「ますらを」のことである。この「ますらを」について、官人意識が濃厚に反映しているからという理由で、稲岡氏は柿本人麻呂の時代以後とみて、舒明朝の歌ではないとした²⁶。

「ますらを（大夫）」には、剛強の男や、立派な男子、武人、官僚一般、五位以上、京職など職の四等官の長官、敬称などの意があると一般的に認められているなかで、稲岡氏は、剛強を原義とし、律令制の整備とともにその原義が薄れ、人麻呂の作歌を契機として、官僚男子一般の称呼になっていたと理解している。「をとめ」「たわやめ」などの対としての「ますらを」も、人麻呂以後とみている。

しかしながら、信頼できる史料用語としての「大夫」が、人麻呂よりも古くから使用されていたことは、明日香村の石神遺跡や飛鳥池工房遺跡などの七世紀後半の遺構から出土した木簡が証明している。

飛鳥池工房遺跡出土木簡の「官大夫前白」²⁷と書かれたものは、その続き

に工人名が列挙されており、工房を管理する事務員に上申した木簡である。工房の現業部門の管理者は、下級官人が担当するのが通例で、ここでの「大夫」はいわゆる五位以上を指さない。また、上申する文書木簡であるから、剛強や立派な男子の意もない。

ここでの「大夫」の意は、個人の敬称、広義の敬称、長官などが考えられる。上申文書であり、個人を特定しているので、長官の呼称ともとれるが、じつは官人一般の敬称ともとれる。七世紀後半の石神遺跡から出土した「評大夫等前謹啓」と書かれた削屑も、評の長官たちとも評の役人たちとも解釈でき、決めがたい。ほかには、同遺跡出土の「三野五十上書大夫馬草四荷奉」²⁸などがあり、これも同じように長官とも官人一般の敬称ともとれてしまう。

また、七世紀後半段階での「大夫」の事例は、都周辺に限らない。滋賀県栗東市の十里遺跡からも、「乙酉年四月一日召官大夫 勾連諸相謀賜即下」²⁹（乙酉年は天武十四年（六八五））と書かれた木簡が出土しており、天武朝段階ではすでに広く用いられていた用語であったこともわかる。

このように、人麻呂の作歌を契機として、「ますらを（大夫）」の原義が変化するという事實はなかった。稲岡氏と言う官僚男子一般を広義の敬称とみるならば、それは人麻呂作歌のずっと以前から存在したということになる。かりに稲岡氏の説くように、「ますらを（大夫）」の原義に変化があったとしても、時期から考えて人麻呂作歌とは無関係とみななければならない。つまり、5番歌が人麻呂以後の新しい歌だという見方は成り立たないということである。

では、5番歌が七世紀前半の舒明朝まで遡るかどうかであるが、やはり梶川氏や平舘氏が指摘したように、今のところ左注から考えるしかない。

左注によれば、『類聚歌林』のなかで引用された『日本書紀』を引いて、伊予の温湯の宮に行幸した記載があるから、その帰りに阿野郡へ寄ったと推定している。「一書」の類書が『伊予国風土記』の逸文にあり、そこではたしかに舒明天皇の伊予行幸の記述がある。考えられるとすれば、この時しかないであろうというのが左注の説である。

題詞と歌と左注の關係は、歌、題詞、左注の順である。題詞には、大宝令施行以後の記載があり、当初から歌とセットであったにせよ、一度は修正の手が入っている。左注者は、歌と題詞の両者を見て、行幸の出典を探し求めた。題詞を修正した段階が、大宝令施行以後のどの時点かは定かではない。かりに左注者が大伴家持だとすると、八世紀前半のどこかで原万葉への題詞修正が行われたとみられる。しかし、重要なのは、大宝令施行以後の表記に変えた人が、阿野郡への行幸を認めていることである。²⁸⁾

その出典が『類聚歌林』のみであったにせよなかったにせよ、舒明天皇の讃岐国阿野郡への行幸のことは否定されず、現実味を帯びていたということである。そして、讃岐国府跡の地が発掘調査によって、大宝令施行以前に遡る遺構を伴うことが明確になった今、行幸地としての可能性もきわめて高くなったことを示している。何もないところに行幸などしないし、ましてや歌など残らない。舒明天皇は城山(山)を見ることを目的として、城山の麓の地を行幸地に選んだのではないだろうか。次章では、城山城との関わりをなかで、時期的なことを詰めつつ、歌意の再検討を試みる。

第3章 城山城の造営と歌との関連

第1章で、「山越す風」の「山」は、寺川氏の指摘のように、城山と推

定した。城山は、土塁・石塁などが巡る神籠石系山城である。一般的には、白村江敗戦以後に各地に山城が緊急配備されると説かれる。しかし、それは朝鮮式山城のことであって、神籠石系の山城は造営時期が明確でない。瀬戸内の古代山城を検討した出宮徳尚氏は、城山城について、推古朝の屯倉設置による地方統治の軍事的拠点として築城されたとみる。²⁹⁾ 軍事的拠点という意には、当該時期の対朝鮮半島への外交施策も含めている。そして、白村江敗戦後の危機のさいには、二重の防塁のうち、外郭を補強改修したとする。しかし、城山城に関する多くの見解は、七世紀後葉の土器がまとまって出土していることを理由に、七世紀後葉の築城とみる。³⁰⁾

瀬戸内海沿岸の神籠石系山城における最近の比較研究に、南健太郎氏の見解がある。南氏は、城山城の水門に着目し、水門の石の積み方に大廻小廻山城との共通性を見だし、両城の築城時期を推定する。ただし、自身も述べるように、大廻小廻山城の築城時期が絞れないため、不明とするほかなく、結果として、城山城においてまとまって出土している七世紀後葉の土器の存在に築城時期を求めざるを得ない状況になっている。

ここで注意したいのは、土器の年代である。今井和彦氏によると、城山のなかで坂本バエと呼ばれる緩斜面から出土したと言われる須恵器や土師器は七世紀後半とするが、内郭石塁の内側に位置する池ノ内地区の東斜面から開墾中に出土した須恵器平瓶を七世紀中葉頃とする。³¹⁾

この七世紀中葉頃とする須恵器平瓶の年代観に今も変化がないのであれば、たとえ一点だけであるにせよ、造営時期を再確認する必要があるのではないだろうか。城山城の麓に位置する讃岐国府跡下層の地に、七世紀中葉から急に堅穴建物群が出現することも無関係ではない。³²⁾ 山城の造営期間を考慮に入れると、むしろ、造営初期段階に関係しているのではないだろ

うか。

城山城の造営開始時期を、むりに朝鮮式山城と合わせて白村江敗戦後とする必要はない。鬼ノ城にしても、従来より遡らせて、出土した七世紀第三四半期の土器を築城時期のものとする見解もある。⁸⁶ 讃岐国府跡下層の七世紀中葉からの竪穴建物群が、頻繁な立て替えを伴うのも、何らかの継続性を示しており、城山城の継続的な造営に関わる人たちの居住群と考えるのが自然である。

ただし、七世紀中葉という年代観では、やや舒明期に届かない。七世紀第二四半期の土器が出てくれば問題ないのだが、大部分がゴルフ場となった現状では、大規模な発掘調査は望めない。しかし、長期的な造営事業が行われる都城や寺院のことを考えれば、これほど大規模な山城が短期間に完成するとはとても思えないので、一口に築城とは言いながらも、長い期間で把握しておく必要があるのかもしれない。

七世紀前半の東アジア情勢は、前代から依然として緊張関係は続いているにせよ、白村江敗戦後ほど緊急性は高くない。朝鮮式山城のように、急いで造る必要もなかった。もう少し言えば、造営を始めるのに多少時間を要することもあったであろう。

要は、舒明朝に造営することを決めたとしても、じっさいの造営開始が何も舒明朝でなくともよいのである。前章で城山を見るために、舒明天皇が城山の麓の讃岐国府跡下層の地に行幸したのではないかとの見解を示した。たんに立派な山の見物に來たわけではないだろう。

造営前の視察行幸については、藤原宮や平城宮などの遷都前の事例が著名である。藤原宮の時は、天武十一年（六八二）三月甲午朔条に「小紫三野王と宮内官大夫等に命じて、新城に遣して其の地形を見しむ。仍りて都

つくらむとす」とあり、平城宮の時は、和銅元年（七〇八）九月戊寅条に「戊寅、平城に巡幸して、その地形を觀たまふ」とある。⁸⁷

こうしたこれから造営する地に天皇が行幸するという事例を、城山城にあてはめて考えると、讃岐国阿野郡への行幸が舒明十一年（六三九）十二月の伊予温湯宮行幸の帰途であるならば、城山城の造営がすぐに着手されたとしても、舒明十二年（六四〇）以降ということになる。着工開始が遅れば遅れるほど、七世紀中葉という枠内に収まる。着工は、つぎの皇極朝までずれ込んでも構わない。平城宮遷都も、決めたのは前の天皇の文武の時であった。したがって、舒明による讃岐国阿野郡への行幸の目的が、これから造営されるであろう城山城の地の視察にあったとみることも十分可能となるのである。

さて、このように「山越す風」の「山」を城山とし、行幸が城山城造営のための視察であったとするならば、5・6番歌の見方も変わってくるだろう。これまで「山」を恋の障害や境界と認識されていたのが、天皇が造営する山（城山城）そのものが歌にとって不可欠な要素になってきた。

あらためて歌意を見直すと、まず軍王は、城山麓の地（後の讃岐国府）で歌を詠んでいる。「山越す風」は、城山から吹き下ろす風である。⁸⁸ とすると、「遠つ神 我が大君の 行幸の 山越す風」は、「系譜が神代から代々続くという私が仕える大王が行幸なされた地に、眼前の城山から吹き下ろす風」と解釈でき、天皇と視察予定地である城山が登場する序のようななかたちで詠み込まれていることがわかる。

そうした風を受けて、袖を翻しているのが詠み手の軍王である。その軍王は、「ひとり居る」と旅の孤独を表現している。孤独の原因として、家を離れて天皇の行幸地に從駕していることがあげられ、そしてそこに「ま

すらを」は外せない。そのまますらをぶりは、「海人娘人」との対比で否定され、孤独が際立つのである。⁴⁶⁾

最後の五句「網の浦の 海人娘人らが 焼く塩の 思ひそ燃ゆる 我が下心」は、網の浦という綾川河口の船の停泊地付近と、歌を詠んでいる城山山麓との空間の一体性を表現しつつ、自己の心情を述べている。空間の一体性という意味では、その付近が塩の産地であることをあえて盛り込んでいる点は注意されよう。

すぐ後の奈良時代初頭に、北宮へ進上している御塩や、税としての調の塩も阿野郡からの貢進物である。平安期になると、讃岐国の調のなかで、阿野郡のみ熬塩を出すことになっている。⁴⁷⁾ これらのことから、その土地の特産物を歌に詠み込み、空間的に土地を捉えようとする意図がうかがえる。そのような視点で見れば、梶川氏の指摘する国見的性格も、完全に否定されるべきではない。

「思ひそ燃ゆる 我が下心」も、海人ではなく、あえて「海人娘人らが焼く塩」とすることで、苦しい孤独感や旅愁を際立たせている。「ますらを」が見せてはならない「下心」も同じである。

6番歌もその延長線上で捉えられる。行幸従駕歌である5番歌では、行幸地一帯を称えつつ望郷の思いを歌い、反歌においてはじめて望郷が具体的に「家なる妹」であると判明する。6番歌に従駕の性格がうかがえないのは、5番歌での「下心」の具体化を意図しているからで、5番歌全体を収斂したものではなく、あくまで従駕歌では表現できなかった個人の心情を補足したものと考えてよいだろう。

おわりに

讃岐国府跡下層の地が5番歌の行幸地の可能性が高く、軍王はその地で歌を詠んだ。舒明天皇の行幸の目的は、眼前の城山にあった。城山には、山城を造営する予定があり、舒明天皇はその視察に訪れたと推察される。「山越す風」というのは、天皇と密接に関わっており、天皇がこれから山城を造営する城山から吹き下りる風なのである。そこに、恋の障害や何らかの境界観念はない。同じように題詞の「山を見て作る歌」にも、讃岐的な意味合いが込められているのであろう。

5番歌の後半では、海人娘人らが焼く地域特有の塩づくりを詠むことで、行幸地のみならず、綾川河口をも含む空間的な広がりをもたせている。言い換えると、綾川の扇状地全体を空間的に一体化させたのが、5番歌の視点であり、かつ国見的性格を兼ね備えていると言える。

そこにあえて「海人娘人」や「下心」を入れたことも重要な要素である。「ますらを」との対比で、5番歌は旅愁を際立たせた行幸従駕歌となった。その孤独感の原因は、反歌の6番歌で明らかとなるという組み合わせになっている。

これまで5番歌については、柿本人麻呂以前に配列された歌ということもあり、その特異な性格から例外扱いされることが多かった。しかし、もっとも問題となっていた「遠つ神」「ますらを」の検討により、人麻呂以後という見解はくずれ、舒明天皇の時の歌として疑う要素はなくなった。歌の解釈の整合性も問題ない。したがって、万葉研究の方では、5番歌を出発点とする歌の技法の流れ、一方の歴史学・考古学の方では、讃岐国阿野郡行幸の信憑性を受けた見解を、あらためて組み直していく必要があるの

ではないか。

[注]

- (1) 『万葉集』の訓読文は、小島憲之ほか校注・訳『萬葉集①〈全四冊〉』新編日本古典文学全集（小学館、一九九四年）を参照。
- (2) 青木和夫「軍王小考」（五味智英先生還暦記念論文集刊行会編『上代文学論叢』桜楓社、一九六八年）、吉永登「軍王について」（『国文学』第四七号、一九七二年）。また、関晃「万葉歌人軍王と百済王子豊璋」（『玉藻』第三二号、一九八六年、後に『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九九七年に収録）、生田周史「軍王」再考」（『万葉』第一〇六号、一九八一年）は、豊璋説を批判している。
- (3) 平舘英子「軍王山を見て作る歌」（梶川信行編『初期万葉論』笠間書院、二〇〇七年）。
- (4) 古谷稔解説『元暦校本万葉集〈巻第一〉』（伝藤原行成筆）（二玄社、一九九四年）。
- (5) 伊藤博「帰化人の述作―軍王の歌をめぐって―」（『万葉集の歌人と作品上』塙書房、一九七五年）など。
- (6) 坂本信幸 a 「山を越す風」（ことばとことのは）第五集（和泉書院、一九八八年）、同 b 「軍王の山を見る歌」（神野志隆光・坂本信幸編『セミナー万葉の歌人と作品 第一巻 初期万葉の歌人たち』和泉書院、一九九九年）。
- (7) 梶川信行「《万葉史》の中の軍王見山作歌―八世紀の《初期万葉》の論として―」（『桜文論叢』第百六六卷、二〇〇六年）。
- (8) 平舘氏前掲注（3）論文。
- (9) 寺川真知夫「軍王の山を見て作る歌」（『同志社国文学』第八一号、二〇一

四年。以下、寺川氏の見解はすべてこれによる。

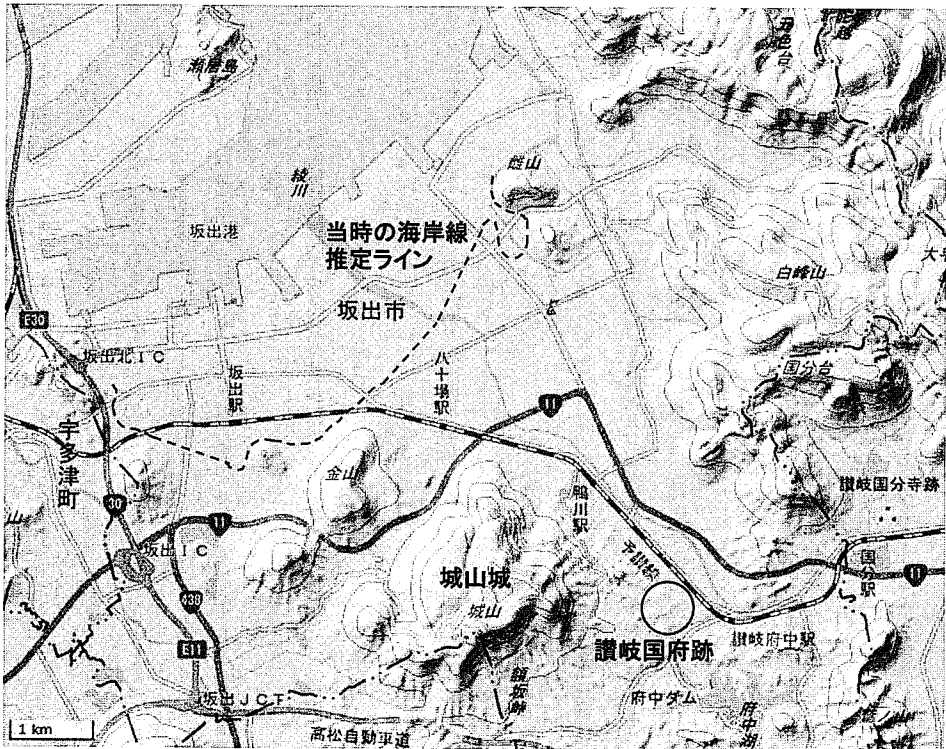
- (10) 香川県埋蔵文化財センター編『平成25年度香川県内遺跡発掘調査 讃岐国府跡発掘調査概報』（香川県教育委員会、二〇一四年）、同編『香川県埋蔵文化財センター年報 平成二十七年』Ⅲ「讃岐国府跡第33次調査成果の概要」（二〇一七年）、同編『香川県埋蔵文化財センター年報 平成二十八年』Ⅲ「讃岐国府跡第34次調査成果の概要」（二〇一八年）。
- (11) 前掲（10）および香川県埋蔵文化財センター編『平成23・24年度香川県内遺跡発掘調査 讃岐国府跡発掘調査概報』（香川県教育委員会、二〇一三年）、同編『香川県埋蔵文化財センター年報 平成二十六年』Ⅲ「讃岐国府跡第32次調査成果の概要」（二〇一六年）、同編『平成29年度讃岐国府跡発掘調査現地説明会資料 讃岐国府跡の発掘調査』（二〇一八年）。また、第十六次調査で検出されたという正方位の掘立柱建物跡二棟も、同時期の可能性が推定されている（香川県埋蔵文化財センター編『讃岐国府跡1』香川県教育委員会、二〇一六年）。坂出市教育委員会編『平成4年度国庫補助事業 坂出市内遺跡発掘調査報告書』（一九九三年）も参照。
- (12) 伊藤博『万葉集全注 巻第一』（有斐閣、一九八三年）。
- (13) 木下良「国府―その変遷を主にして」（教育社、一九八八年）、香川県埋蔵文化財センター編『木太中村遺跡 文京町二丁目西遺跡』（香川県教育委員会、二〇〇八年）。なお、当時の海岸線推定図は、これらの文献を参照し、香川県埋蔵文化財センター編『讃岐国府跡1』（香川県教育委員会、二〇一六年）の図をベースに作成した（本文末）。
- (14) 梶川氏前掲注（7）、平舘氏前掲注（3）論文。
- (15) 句数の多さについては、坂本信幸氏が前掲注（6）b論文において、古事記歌謡との比較から問題ないとしている。

- (16) 武田祐吉『増訂萬葉集全註釋 三巻の一・二』(角川書店、一九五六年)。
- (17) 稲岡耕二「軍王作歌の論—「遠神」「大夫」の意識を中心に—」(『万葉集の作品と方法』岩波書店、一九八五年、初出は一九七三年)。
- (18) 伊藤氏注(5) 論文、注(12) 書。
- (19) 前掲注(1) 書。
- (20) 阿蘇瑞枝『萬葉集全歌講義(巻第一・巻第二)』(笠間書院、二〇〇七年)。
- (21) 佐竹昭広ほか校注『万葉集(一)』(全5冊)『岩波書店、二〇一三年)。
- (22) なお寺川氏は、すでに推古朝からタカミムスビの子孫とする考えがあったという自説を基にしている。
- (23) 稲岡氏前掲注(17) 論文。
- (24) 奈良文化財研究所編『飛鳥藤原京木簡—飛鳥池・山田寺木簡—』(二〇〇七年) 第一号木簡。
- (25) 奈良文化財研究所編『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十八)』(二〇〇四年) 二十七頁下段。
- (26) 奈良文化財研究所編『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十七)』(二〇〇三年) 十四頁下段。
- (27) 財団法人栗東町文化体育振興事業団編『栗東町埋蔵文化財発掘調査 一九九九年度年報』(栗東町教育委員会、二〇〇一年)、雨森智美「滋賀・十里遺跡(第二号)『木簡研究』第三号、二〇一一年。
- (28) 湯の郡伊社迹波の岡条(植垣節也校注・訳『風土記』新編日本古典文学全集(小学館、一九九七年)。
- (29) 梶川氏前掲注(7)、平館氏前掲注(3) 論文。
- (30) 出宮徳尚「瀬戸内の古代山城」(坪井清足ほか編『新版古代の日本 第四巻 中国・四国』角川書店、一九九二年)。
- (31) 信里芳紀「讃岐国府を考える」(高松市歴史資料館編『屋嶋城が築かれた時代』二〇一三年)、香川県埋蔵文化財センター編『讃岐国府跡1』(香川県教育委員会、二〇一六年)。
- (32) 南健太郎「瀬戸内海沿岸における古代山城の年代観」(歴史公園鞆智城 温故創生館編『徹底追究! 大宰府と古代山城の誕生—発表資料集—』九州国立博物館・熊本県教育委員会、二〇一七年)。
- (33) 今井和彦「遺物」(古代山城研究会編『讃岐城山城跡の研究』『溝瀆』第六号、一九九六年)。
- (34) 高松市歴史資料館編『屋嶋城が築かれた時代』(二〇一三年)、香川県埋蔵文化財センター編『讃岐国府跡1』(香川県教育委員会、二〇一六年)、香川県立ミュージアム編『讃岐びと、時代を動かす—地方豪族が見た古代世界—』(二〇一七年) など、近年の見解では、出土土器について、七世紀末から八世紀初頭とする。なお、これらは須恵器平瓶の出土地を坂本バエとしており、前掲注(33) 書と食い違ふ。
- (35) 香川県埋蔵文化財センター編『平成23・24年度香川県内遺跡発掘調査 讃岐国府跡発掘調査概報』(香川県教育委員会、二〇一三年)、同編『香川県埋蔵文化財センター年報 平成二十六年度』Ⅲ「讃岐国府跡第32次調査成果の概要」(二〇一六年)。
- (36) 南氏前掲注(32) 論文。
- (37) 小島憲之ほか校注・訳『日本書紀③(全三冊)』(新編日本古典文学全集(小学館、一九九八年)。
- (38) 青木和夫ほか校注『続日本紀1』(新編日本古典文学大系(岩波書店、一九八九年)。
- (39) 寺川氏前掲注(9) 論文。

(40) 「ますらを」の使われ方については、太田真理「「ますらを」と思へる我」と詠むことをめぐって」(『古代文学』第五二号、二〇一三年)を参照。

(41) 『延喜式』巻第二四・主計寮上62讃岐国条(虎尾俊哉編『延喜式中』集英社、二〇〇七年)。

〔付記〕本研究はJSPS科研費15K022220の助成を受けたものです。



注13文献をもとに地理院タイル(標高タイル)を加工して作成